

(議決事項 1)

第 1 回 経 営 委 員 会
平成 2 9 年 1 0 月 1 日

経営委員会の運営に関し必要な事項の制定について

年金積立金管理運用独立行政法人法第 5 条の 6 第 3 項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項について、年金積立金管理運用独立行政法人法の改正（平成 2 9 年 1 0 月 1 日施行）に伴い、平成 2 9 年 1 0 月 1 日付で、別紙のとおり制定したい。

1. 経営委員会規則（別紙 1）
2. 経営委員会議事録作成及び公表要領（別紙 2）

【参考】年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋）

第 5 条の 6

- 3 この法律に定めるもののほか、議事の手続きその他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。

経営委員会規則

平成29年10月 1 日 制定

(目的)

第1条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第5条の6第3項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた経営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(経営委員会の権限等)

第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- (1) 業務方法書の変更
 - (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第1項に規定する中期計画及び通則法第31条第1項に規定する年度計画の作成又は変更
 - (3) 通則法第32条第2項に規定する報告書の作成
 - (4) 財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項
 - (5) 会計規程の変更
 - (6) 役員報酬等の支給の基準及び職員給与等の支給の基準の策定または変更
 - (7) 制裁規程の変更
 - (8) 業務概況書及び法第26条第2項に規定する書類の作成
 - (9) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
 - (10) 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
 - (11) 組織及び定員に関する重要事項（前2号に掲げるものを除く。）
 - (12) 厚生年金保険法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針の策定または変更
 - (13) 厚生年金保険法第79条の8第1項に規定する業務概況書の作成
 - (14) 法第5条の6第3項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項
 - (15) 法第5条の9第2項に規定する監査委員会による監視に関する事項
 - (16) 法第7条の2第7項の規定による管理運用業務担当理事の任命及び法第10条第2項の規定による管理運用業務担当理事の解任の同意
 - (17) 法第7条の2第8項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の任命及び法第10条第3項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任の同意
 - (18) 法第10条第4項の規定による理事長に対する欠格事由の認定に関する事項
 - (19) 法第10条第5項の規定による理事に対する欠格事由の認定に関する事項
 - (20) 別表に定める事項
 - (21) その他経営委員会が特に必要と認める事項
- 2 経営委員会は、役員の職務の執行を監督する。
- 3 経営委員会は、前項に掲げる業務のうち、理事長又は理事による年金積立金の管理及び

運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、経営委員会が必要と認めるときを除き、監査委員会に行わせる。

- 4 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について定期かつ随時に報告を求める。
- 5 経営委員会は、前項第18号に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 6 経営委員会は、前項第19号に基づき理事が欠格事由に該当すると認めたときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

（委員長）

第3条 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

- 2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（招集）

第4条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。

- 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1月に1回招集するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。
- 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の1以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。
- 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。

（議事）

第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあって、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。
- 4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。

（会議の非公開）

第6条 経営委員会の会議は、これを公開しない。

（議事概要）

第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事概要は、会議に出席した委員長及び委員並びに理事長による署名又は記名押印を得て作成する。

3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。

(議事録)

第8条 経営委員会の議事録は、「経営委員会議事録作成及び公表要領」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(金融事業者からの寄付等の報告等)

第9条 委員長及び委員並びに理事長は、倫理規程（平成18年規程第15号）第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。

- (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
- (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について
- (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について

2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第11条 経営委員会に関する庶務は、経営委員会事務室において行う。

別表（第2条第1項関係）

1	投資原則及び行動規範の変更
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項

附 則（平成 29. 10. 1 制定）
この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

経営委員会規則を次のとおり制定する。

平成 29 年 10 月 1 日制定

新	(参考) 運用委員会規則
<u>経営委員会規則</u> 平成29年10月 1 日 制定 (目的) 第 1 条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）<u>第 5 条の 6 第 3 項</u>の規定に基づき、<u>年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた経営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u> <u>(経営委員会の権限等)</u> 第 2 条 次に掲げる事項は、<u>経営委員会の議決を経なければならない。</u> (1) 業務方法書の変更 (2) <u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第 1 項に規定する中期計画及び通則法第31条第 1 項に規定する年度計画の作成又は変更</u> (3) <u>通則法第32条第 2 項に規定する報告書の作成</u> (4) <u>財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項</u>	<u>運用委員会規則</u> 平成18年 4 月 1 日 制定 平成22年 6 月 22 日 改正 平成26年10月 23 日 改正 平成27年 5 月 21 日 改正 平成28年 6 月 30 日 改正 平成28年11月 9 日 改正 (目的) 第 1 条 この規則は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）<u>第15条第 1 項</u>の規定に基づき年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた<u>運用委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。</u> <u>(審議等事項)</u> 第 2 条 次に掲げる事項は、<u>運用委員会の議を経なければならない。</u> (1) 業務方法書の<u>作成又は変更</u> (2) 独立行政法人通則法第30条第 1 項に規定する中期計画の作成又は変更

新	(参考) 運用委員会規則
(5) <u>会計規程の変更</u> (6) <u>役員報酬等の支給の基準及び職員給与等の支給の基準の策定または変更</u> (7) <u>制裁規程の変更</u> (8) <u>業務概況書及び法第26条第2項に規定する書類の作成</u> (9) <u>監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項</u> (10) <u>管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項</u> (11) <u>組織及び定員に関する重要事項（前2号に掲げるものを除く。）</u> (12) <u>厚生年金保険法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針の策定または変更</u> (13) <u>厚生年金保険法第79条の8第1項に規定する業務概況書の作成</u> (14) <u>法第5条の6第3項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項</u> (15) <u>法第5条の9第2項に規定する監査委員会による監視に関する事項</u> (16) <u>法第7条の2第7項の規定による管理運用業務担当理事の任命及び法第10条第2項の規定による管理運用業務担当理事の解任の同意</u> (17) <u>法第7条の2第8項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の任命及び法第10条第3項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任の同意</u> (18) <u>法第10条第4項の規定による理事長に対する欠格事由の認定に関する事項</u> (19) <u>法第10条第5項の規定による理事に対する欠格事由の認定に関する事項</u> (20) <u>別表に定める事項</u> (21) <u>その他経営委員会が特に必要と認める事項</u>	
2 <u>経営委員会</u> は、 <u>役員</u> の職務の執行を <u>監督</u> する。	2 <u>運用委員会</u> は、 <u>年金積立金</u> の運用状況その他の管理運用業務の実施状況

新	(参考) 運用委員会規則
3 <u>経営委員会は、前項に掲げる業務のうち、理事長又は理事による年金積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、経営委員会が必要と認めるときを除き、監査委員会に行わせる。</u> 4 <u>経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について定期かつ随時に報告を求める。</u> 5 <u>経営委員会は、前項第18号に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。</u> 6 <u>経営委員会は、前項第19号に基づき理事が欠格事由に該当すると認めたときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。</u> (委員長) 第3条 委員長は、<u>経営委員会</u>の会務を総理する。 2 <u>委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。</u> (招集) 第4条 <u>経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。</u> 2 <u>委員長は、経営委員会を、原則として、1月に1回招集するものとする。</u> 3 <u>委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。</u>	を監視する。 3 <u>運用委員会は、前2項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、管理運用法人理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議できる。</u> (委員長) 第3条 <u>運用委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選任する。</u> 2 <u>委員長は、運用委員会</u>の会務を総理する。 3 <u>委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。</u> (招集) 第4条 <u>運用委員会は、必要に応じ、委員長が招集する（委員長及びその代理がないときは、理事長が招集する。以下この条において同じ。）。</u>

新	(参考) 運用委員会規則
<u>る。</u> 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の1以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、<u>経営委員会を招集しなければならない。</u> 5 委員長は、<u>経営委員会</u>を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員<u>及び理事長</u>に対して通知しなければならない。 (議事) 第5条 <u>経営委員会</u>は、<u>委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上</u>が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 <u>経営委員会</u>の議事は、出席した<u>委員長及び委員並びに理事長</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 <u>前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあって、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。</u> 4 <u>経営委員会</u>は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に<u>経営委員会の会議への出席を求めるものとする。</u> (会議の非公開) 第6条 <u>経営委員会</u>の会議は、これを公開しない。	2 委員長は、<u>運用委員会</u>を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に対して通知しなければならない。 (議事) 第5条 <u>運用委員会</u>は、<u>委員の過半数</u>が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 <u>運用委員会</u>の議事は、出席した<u>委員</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 <u>第8条の4第1項の議決においては、議決による承認の対象となる委員は、当該議決に加わることができない。また、議決による承認の対象となる委員が委員長である場合、前項にある可否同数のときは、委員長の代理が決する。</u> 【参考】法第7条 5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関して意見を述べることができる。 (会議の非公開) 第6条 <u>運用委員会</u>の会議は、これを公開しない。

新	(参考) 運用委員会規則
(議事概要) 第7条 <u>経営</u>委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 <u>2 議事概要は、会議に出席した委員長及び委員並びに理事長による署名又は記名押印を得て作成する。</u> <u>3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。</u> (議事録) 第8条 <u>経営</u>委員会の議事録は、「<u>経営委員会議事録作成及び公表要領</u>」で定めるところにより、作成及び公表を行う。	(議事要旨) 第7条 <u>運用</u>委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 <u>2 前項の議事要旨は、運用委員会の確認を得て公表する。</u> (議事録) 第8条 <u>運用</u>委員会の議事録は、「<u>運用委員会議事録作成及び公表要領</u>」で定めるところにより、作成及び公表を行う。 <u>(ガバナンス会議)</u> <u>第8条の2 運用委員会に、ガバナンス会議（以下「会議」という。）を置く。</u> <u>2 会議は、運用委員会が策定する管理運用法人における投資原則及び行動規範を立案し、並びに、その実施状況を監視し、運用委員会に報告する。</u> <u>3 会議の議員（以下「議員」という。）は、委員の意向を勘案の上、委員長が指名する。</u> <u>4 会議に議長（以下「議長」という。）を置き、議員の互選により選任する。</u> <u>5 議長は、会議の会務を総理する。</u> <u>6 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。</u> <u>(取材等対応規程の準用)</u>

新	(参考) 運用委員会規則
(金融事業者からの寄付等の報告等) 第9条 <u>委員長及び委員並びに理事長は、倫理規程（平成18年規程第15号）第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。</u> (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について	第8条の3 <u>管理運用法人が定める取材等対応規程（平成27年規程第1号）は、委員について準用する。</u> <u>（顧問等への就任の制限等）</u> 第8条の4 <u>委員は、運用委員会の議決による承認のある場合を除くほか、運用受託機関（トランジション・マネジャーを含む。）若しくは資産管理機関として管理運用法人と契約を締結している事業者、これらの契約の申込みをしている事業者又はこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者の顧問又は評議員に就いてはならない。</u> 2 <u>委員は、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合には、その旨をあらかじめ委員長に届け出るものとする。</u> (金融事業者からの寄付等の報告) 第8条の5 <u>委員は、就任時又は毎年1回定期的に、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて運用委員会に報告するものとする。</u> (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について

新	(参考) 運用委員会規則						
(3) 直近1年間(就任時においては直近3年間)における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、<u>経営委員会</u>は必要な措置を講ずるものとする。 (雑則) 第10条 この規則に定めるもののほか、<u>経営委員会</u>の運営に必要な事項は、委員長が定める。 (庶務) 第11条 <u>経営委員会</u>に関する庶務は、<u>経営委員会事務室</u>において行う。 別表(第2条第1項関係) <table border="1" data-bbox="129 869 1077 1021"> <tr> <td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr> <tr> <td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr> <tr> <td>3</td><td>第9条第2項に規定する措置に関する事項</td></tr> </table>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第9条第2項に規定する措置に関する事項	(3) 直近1年間(就任時においては直近3年間)における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 特定の委員と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、<u>運用委員会</u>は必要な措置を講ずるものとする。 (雑則) 第9条 この規則に定めるもののほか、<u>運用委員会</u>の運営に必要な事項は、委員長が定める。 (庶務) 第10条 <u>運用委員会</u>に関する庶務は、<u>企画部企画課</u>において行う。 附 則(平成22年6月22日 改正) <u>この改正は、平成22年6月22日から施行する。なお、改正後の第8条の規定は、同月4日の第38回運用委員会から適用する。</u> 附 則(平成26年10月23日 改正) <u>この改正は、平成26年10月23日から施行する。</u> 附 則(平成27年5月21日 改正) <u>この改正は、平成27年5月21日から施行する。</u>
1	投資原則及び行動規範の変更						
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項						
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項						

新	(参考) 運用委員会規則
	<u>附 則 (平成28年 6 月30日 改正)</u> <u>この改正は、平成28年 6 月30日から施行する。</u> <u>附 則 (平成28年11月 9 日 改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この改正は、平成28年11月 9 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2. この改正の施行日に現に委員である者については、第 8 条の 5 第 1 項 (1)、(2) 及び (3) に規定する「就任時においては直近 3 年間」とあるのを、それぞれ「本改正施行日においては直近 3 年間」と読み替えるものとする。</u>

附 則 (平成 29. 10. 1 制定)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

経営委員会議事録作成及び公表要領

平成29年10月 1 日 制定

(目的)

第1条 経営委員会規則第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。

(記録)

第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。

- 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。
- 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。

(記録の訂正、加筆等)

第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

- 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。
 - (1) 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報）
 - (2) 法人に関する情報（情報公開法第5条第2号に掲げる情報）
 - (3) 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）
- 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

(議事録の承認)

第4条 議事録は、経営委員会の承認を得て作成するものとする。

(公表頻度)

第5条 議事録は、各委員会の開催日から起算して7年を経過した後に四半期分（1月から3月分、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分）毎にとりまとめて、年4回公表する。

(公表方法)

第6条 公表は、管理運用法人のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第7条 この要領により難しい場合には別途経営委員会において対応を定めるとともに、この要領を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。

附 則（平成 29. 10. 1 制定）
この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

経営委員会議事録作成及び公表要領を次のとおり制定する。

平成 29 年 10 月 1 日制定

新	(参考) 運用委員会議事録作成及び公表要領
<u>経営</u>委員会議事録作成及び公表要領 平成29年10月 1 日 制定 (目的) 第 1 条 <u>経営</u>委員会規則第 8 条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。 (記録) 第 2 条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。 (記録の訂正、加筆等) 第 3 条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。 <u>(1)</u> 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号に掲げる情報） <u>(2)</u> 法人に関する情報（情報公開法第 5 条第 2 号に掲げる情報）	<u>運用</u>委員会議事録作成及び公表要領 平成 2 2 年 6 月 2 2 日 制定 (目的) 第 1 条 <u>運用</u>委員会規則第 8 条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本要領に定めるところによる。 (記録) 第 2 条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。 (記録の訂正、加筆等) 第 3 条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。 <u>①</u> 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号に掲げる情報） <u>②</u> 法人に関する情報（情報公開法第 5 条第 2 号に掲げる情報）

新	(参考) <u>運用</u> 委員会議事録作成及び公表要領
<u>(3) 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）</u> 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。 (議事録の承認) 第4条 議事録は、<u>経営</u>委員会の<u>承認</u>を得て作成するものとする。 (公表頻度) 第5条 議事録は、各委員会の開催日から<u>起算して7年を経過した後に四半期分</u>（1月から<u>3月分</u>、4月から<u>6月分</u>、7月から<u>9月分</u>、<u>10月から12月分</u>）毎にとりまとめて、年<u>4</u>回公表する。 (公表方法) 第6条 公表は、管理運用法人のホームページに掲載することにより行う。 (その他) 第7条 この要領により難しい場合には別途<u>経営</u>委員会において対応を定めるとともに、この要領を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。	<u>③ 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）</u> 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。 (議事録の確認) 第4条 議事録は、<u>運用</u>委員会の<u>確認</u>を得て作成するものとする。 (公表頻度) 第5条 議事録は、各委員会の開催日から7年を経過した後に<u>半年</u>分（1月から6月分、7月から12月分）毎にとりまとめて、年<u>2</u>回公表する。 (公表方法) 第6条 公表は、<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>のホームページに掲載することにより行う。 (その他) 第7条 この要領により難しい場合には別途<u>運用</u>委員会において対応を定めるとともに、この要領を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。

新	(参考) 運用委員会議事録作成及び公表要領
	附 則 <u>この要領は、平成 2 2 年 6 月 2 2 日から施行し、同月 4 日の第 3 8 回運用委員会から適用する。</u>

附 則（平成 29. 10. 1 制定）

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。